

平成十八年十一月十七日受領
答弁第一四一号

内閣衆質一六五第一四一号

平成十八年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出官房副長官、内閣総理大臣補佐官に対する外務審議官の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出官房副長官、内閣総理大臣補佐官に対する外務審議官の認識に関する質問
に対する答弁書

一について

内閣総理大臣補佐官は、内閣総理大臣に対する補佐体制の充実を図るため、平成八年に設置されたものである。

二について

御指摘の記述については、外務省として承知している。

三について

外務省として御指摘のような発言が行われた事実はないと承知している。

四及び五について

内閣官房副長官の任用について、外務省としてお答えする立場にない。

六について

外務省として御指摘のような認識は有していない。